省　令

○国土交通省令第八十七号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の二第一項第五号及び第七十九条の六第一項の規定に基づき、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）を実施するため、道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第七十九条の二第一項第五号の事項）	（法第七十九条の二第一項第五号の事項）
第五十一条の二の二　法第七十九条の二第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備又は自家用有償旅客運送自動車による旅客の運送の手配に係るサービスの提供とする。	**第五十一条の二の二**　法第七十九条の二第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備とする。
（有効期間の更新の登録）	（有効期間の更新の登録）
第五十一条の十　（略）	**第五十一条の十**　（略）
2　前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。	2　前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
3・4　（略）	3・4　（略）

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第九条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**第九条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
第五十一条の十第二項　第五十一条の三　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第五条　第五号から第十四号まで　第四号から第十三号まで	第五十一条の十第二項　第五十一条の三　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第五条　第五号から第十四号まで　第四号から第十三号まで
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。